

全国的に生活保護活用は増える一方

しかし、市更相の相談は昨年と比べ大きく減少。今が、チャンス？

山高ければ、谷深し。猛暑の夏の後は 極寒の冬来る との予報

今年6月現在 生活保護受給者190万人超え

新聞等の報道によれば、厚生労働省は今年22日、今年6月に生活保護を受けた人数が190万7176人

だったと発表したそうです。

190万人を超えるのは1955（昭和30）年度以

来初めてだそうです、経済状況の厳しさから、生活保護

を受ける人は毎月増え続けており、前年同月比では、

20万8千人以上の増加となっているということでは

す。

勿論、生活保護制度活用者が最も多く存在している

のは大阪市ですが、このところ、市更相の相談者は大幅

に減っているようです。

昨年、沢山の人が生活保護申請したので、もう、釜ヶ

崎には生活保護申請できる人（経済的に困っている人）

が、いなくなったということなのでしょう。

そうでないことは、夜間宿所や炊き出しの列がなく

なっていないことを見れば、明らかだと思います。

中には、夜間宿所を毎日利用しようが、炊き出しに並

ぼうが、それはそれでワシは満足している、ほつとい

てんか、という人も居るでしょうが、市更相での申請が減っているについては、別の理由があるように思えます。

仲介手数料目当てや囲い込んでのピンハネをする

「囲い屋」などは、困っている人間をさも助けるふり

をして、経済的に儲けようとするけしからぬ存在であ

ることは、言うまでもないことです。

しかし、欲得が絡むから、営業活動に精を出し、多く

の人に生活保護制度を伝え、申請窓口まで誘導する役

割を果たしたことも、また、事実です。

本来なら、行政がこの役割を担っていれば、何の混乱

も起こらなかったはず。

行政は、何もしてないとは言いませんが、欲得絡ん

だ業者のような熱心さがありません。

「貧困ビジネス」「囲い屋」が影を潜めた結果、生活

保護申請する切っ掛けを得る機会も失われている状

態であるということもできます。

無い物ねだりをしても、ラチがいきません。季節の変

わり目を一つのキッカケに、生活保護申請を！。

生活保護制度活用の手 順

生活扶助基準生活費					住宅扶助	
第1類		第2類		生活費計	最高額	参考
年齢別	基準額	人員	基準額		一人世帯	
0-2歳	20,900円	一人	43,430円	64,330	42,000円	106,330
3-5歳	26,350円			69,780		111,780
6-11歳	34,070円			77,500		119,500
12-19歳	42,080円			85,510		127,510
20-40歳	40,270円			83,700		125,700
41-59歳	38,180円			81,610		123,610
60-69歳	36,100円			79,530		121,530
70歳以上	32,340円			75,770		117,770

* 第1類費－経常的に生じる一般需要に対抗する基準。年令別に設定。（飲食物費、被服費等）

* 第2類費－経常的に生じる世帯共通的な一般需要に対抗する基準。世帯構成人員別に設定。（光熱水費、家具什器費等）

最低生活費	
年金、児童扶養手当等の収入	支給される保護費

収入としては、就労による収入、年金等社会保障給付、親族による援助等を認定します。

1) 困窮の事実に基づいて

「困窮の事実」とは、単純に言えば、個人の努力では毎月一定の収入を確保できない状態にあることです。

一定の収入の基準とは、「厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費」のことで

左の表は、その基準額を示したものです。年齢別に定められる第1類と、一人当たりで計算される第2類とがあります。

たとえば、58歳の単身の人は、第1類 38,180円 と 第2類 43,430円 の合計 81,610円 が生活扶助費で、それに家賃実費（ただし、上限42,000円）が住宅扶助費と

なります。42,000円とすれば、58歳の人の最低生活費は、123,610円ということになります。

努力をしても、毎月安定して最低生活費を得られない人は、生活保護制度を活用することができます。

2) 生活保護申請する窓口はどこか

- 夜間宿所利用者とセンター周辺や市更相周辺あるいは三角公園・四角公園で野宿している人は、大阪市立更生相談所（2階）が窓口になります。萩之茶屋・太子などの簡易宿泊所（ドヤ）に泊まっている人も、市更相です。
- 西成区以外の区で野宿している人は、各区区役所の生活支援担当が窓口です。昔で言えば「福祉事務所」です。
- 西成区内で野宿していても、行政の言う「あいりん地域」外であれば、西成区役所3階生活支援担当受付が窓口になります。
- 現在、アパートやマンションに住んでいる人は、そのアパートやマンションがある場所の区役所が窓口になります。
- 友人・知人宅などに同居（居候）していて、同居場所から出なければならない人は、同居している場所の区役所で相談する事になります。

3) 生活保護申請する準備

- 住民票は必要ではありません。住民票がどこにあるかは、申請には関係ありません。
- ハンコは必要です。三文判でもかまいません。ただし、シャチハタなどのインクが自動的に補充されるタイプの物はダメ。使用されているインクの性質上、時間が経つと滲んで不鮮明になるからです。朱肉を使うものに限り
- 通帳を持っている人は、行く直前の日付で残高確認（記帳）しておきましょう。相談の時、持っていくのを忘れないように。
- 心の準備＝家族関係やこれまでの職歴、経済的に困るようになった理由など聞かれます。聞かれて困ることは何もない。生活保護活用は困窮の事実に基づいた当然の行為、ドンと来い、と、大きな気持ちで行きましょう。
- 不安な人は、三徳寮のあいりん相談室や市更相の生活相談室で事前相談（予行演習）するといいかもしれません。